

議第72号

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営にするため改正しようとする。

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、高山市議会議員及び高山市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに高山市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 高山市議会議員及び高山市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により高山市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、高山市議会議員及び高山市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）</u>の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 高山市議会議員及び高山市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は<u>選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスター</u>を作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により高山市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>選挙運動用ビラを作成する場合</u> 候補者</p>

(2) 選挙運動用ポスターを作成する場合 候補者1人について、第5条に規定する単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

2 候補者（高山市長の選挙の場合に限る。）

は、第6条の規定により算定した金額の範囲内で、無料で選挙運動用ビラを作成することができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

（契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、高山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 選挙運動用ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間における選挙運動用ビラの作成に関する有償契約

1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額

(3) 選挙運動用ポスターを作成する場合 候補者1人について、第6条に規定する単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、高山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間における選挙運動用ビラの作成に関する有償契約

(3) (略)

(公費の支払)

第4条 高山市は、候補者（前条第1号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第5条 高山市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき

(公費の支払)

第4条 高山市は、候補者（前条第1号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第5条 高山市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 高山市は、候補者（第3条第3号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき

当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 高山市は、候補者（第3条第3号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めると

当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ころにより、当該候補者からの申請に基づき、
委員会が確認したものに限る。) を乗じて得
た金額を、第2条第1項ただし書に規定する
要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成
を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ
の作成を業とする者に対し支払う。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。